

第 3 号議案

府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行に伴い、建築物の確認等の申請手数料を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後				改正前			
別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額				別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額			
1～4 省略				1～4 省略			
5 審査事務関係				5 審査事務関係			
番号	事務	名称	単位・金額	番号	事務	名称	単位・金額
省略				省略			
10	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	1件につき 次の各号に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合においては、第1号ア、第2号ア、第3号ア又は第4号アに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項の規定に基づく	10	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	1件につき 次の各号に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合においては、第1号ア、第2号ア、第3号ア又は第4号アに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項の規定に基づく

申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定により構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画(建築基準法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が建築基準法施行令第9条の3に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下これらを「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定により構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

			(1)～(4) 省略
省 略			
15	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) (1) 申請に併せて市長が指定する者(次項において「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,800円 イ ア以外の建築物 1部分につき (7) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準

			(1)～(4) 省略
省 略			
15	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) (1) 申請に併せて市長が指定する者(次項において「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,700円 イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 1部分につき (7) 住戸の部分(住宅の用途に供する部分

省令」という。) 第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円
 - c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円
 - d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円
 - e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 119,000円
 - f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 148,000円
- (i) 非住宅部分 (基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円

に限る。以下同じ。)

- a 1棟の総戸数が1のもの 4,700円
 - b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 9,400円
 - c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 16,000円
 - d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 27,000円
 - e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 45,000円
 - f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 82,000円
 - g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 131,000円
 - h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 170,000円
 - i 1棟の総戸数が301以上のもの 185,000円
- (ii) 共用部分 (住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。)
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円

- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(i) 誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下この表において同じ。)による場合

- a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 20,700円
- b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 22,200円

- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円
- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

(ii) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

(イ) 仕様・計算併用法 (住宅部分の基準省令第1条第1項第2号イ(i)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射取得率(以下この表において「外皮性能」という。)を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)を基準省令第10条第2号ロ(i)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(i)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、次項、21の項及び22の項において同じ。)による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 30,100円

b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 33,200円

(ロ) 標準計算法 (基準省令第10条第2号イ(i)及び同号ロ(i)の基準により評価する方法をいう。以下この項、次項、21の項及び22の項において同じ。)による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満の

方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

ウ その他の建築物 1件につき

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円

(ロ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円

(ハ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

(ニ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

(ホ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円

もの	40,200円
b <u>延べ面積が200平方メートル以上のもの</u>	
もの	44,900円
イ <u>ア以外の建築物 1部分につき</u>	
(7) <u>住宅部分</u>	
a <u>誘導仕様基準による場合</u>	
(a) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	38,700円
(b) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	66,900円
(c) <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	120,000円
(d) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	183,000円
b <u>仕様・計算併用法による場合</u>	
(a) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	59,800円
(b) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	100,000円
(c) <u>当該部分の床面積の合計が</u>	

(h) <u>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	160,000円
(i) <u>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	200,000円
(2) <u>前号以外の場合</u>	
ア <u>一戸建ての住宅 1件につき</u>	
(7) <u>誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下この表において同じ。)による場合</u>	21,000円
(i) <u>誘導仕様基準以外による場合</u>	35,000円
イ <u>共同住宅等 1部分につき</u>	
(7) <u>住戸の部分</u>	
a <u>誘導仕様基準による場合</u>	
(a) <u>1棟の総戸数が1のもの</u>	21,000円
(b) <u>1棟の総戸数が2以上5以下のもの</u>	39,000円
(c) <u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	56,000円
(d) <u>1棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	80,000円

	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
(d)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
(e)	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
(f)	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
c	標準計算法による場合	
(a)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
(b)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
(c)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
(d)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
(e)	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方	

(e)	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	120,000円
(f)	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	182,000円
(g)	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	261,000円
(h)	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	340,000円
(i)	1棟の総戸数が301以上のもの	390,000円
b	誘導仕様基準以外による場合	
(a)	1棟の総戸数が1のもの	35,000円
(b)	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	69,000円
(c)	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	97,000円
(d)	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	137,000円
(e)	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	197,000円
(f)	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	283,000円
(g)	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	385,000円
(h)	1棟の総戸数が201以上300以下	

	方メートル未満のもの	390,000円
(f)	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	449,000円
(i)	非住宅部分	
a	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第10条第1号イ(i)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下次項、21の項及び22の項において同じ。)による場合	
(a)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
(b)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
(c)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
(d)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方	

	のもの	508,000円
(i)	1棟の総戸数が301以上のもの	600,000円
(i)	共用部分	
a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
b	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	138,000円
c	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	180,000円
d	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	280,000円
e	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	359,000円
f	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	429,000円
g	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
(ii)	非住宅の部分	
a	当該部分の床面積の合計が300平方	

メートル未満のもの 276,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 434,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
509,000円

b 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下次項、21の項及び22の項において同じ。）による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
266,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が

メートル以内のもの 242,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
900,000円

ウ その他の建築物 1件につき

(i) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 242,000円

(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
300,000円

(iii) 建築物の延べ面積が1,000平方メートル

			<p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円</p> <p>(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円</p> <p>(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 896,000円</p> <p>(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,020,000円</p>				<p>ルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円</p> <p>(e) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>(f) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(h) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p> <p>(i) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p>
1.6	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料</p>	1.6	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料</p>

を加えた額)

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,100円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(7) 住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円

(4) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方

を加えた額)

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 3,300円

イ 共同住宅等 1部分につき

(7) 住戸の部分

a 1棟の総戸数が1のもの 3,300円

b 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 6,600円

c 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 11,000円

d 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 19,000円

e 1棟の総戸数が26以上50以下のもの 32,000円

f 1棟の総戸数が51以上100以下のもの 58,000円

g 1棟の総戸数が101以上200以下のもの 93,000円

h 1棟の総戸数が201以上300以下のもの 122,000円

i 1棟の総戸数が301以上のもの 134,000円

(4) 共用部分

メートル未満のもの	8,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(7) 誘導仕様基準による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの	14,300円
b 延べ面積が200平方メートル以上のもの	15,100円

(4) 仕様・計算併用法による場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	18,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	56,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円

(4) 非住宅の部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 21,100円

b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 23,300円

(7) 標準計算法による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 28,300円

b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 31,500円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(7) 住宅部分

a 誘導仕様基準による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円

b 仕様・計算併用法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

ウ その他の建築物 1部分につき

(7) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 6,500円

(4) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円

(7) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円

(4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

	<u>平方メートル未満のもの</u>	
		42,000円
(b)	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	70,500円
(c)	<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	122,000円
(d)	<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	179,000円
(e)	<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	213,000円
(f)	<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	248,000円
c	<u>標準計算法による場合</u>	
(a)	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	56,800円
(b)	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	94,600円
(c)	<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方</u>	

	<u>の</u>	56,000円
(7)	<u>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	88,000円
(8)	<u>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	112,000円
(9)	<u>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	140,000円
(2)	<u>前号以外の場合</u>	
ア	<u>一戸建ての住宅 1件につき</u>	
(7)	<u>誘導仕様基準による場合</u>	15,000円
(4)	<u>誘導仕様基準以外による場合</u>	18,000円
イ	<u>共同住宅等 1部分につき</u>	
(7)	<u>住戸の部分</u>	
a	<u>誘導仕様基準による場合</u>	
(a)	<u>1棟の総戸数が1のもの</u>	15,000円
(b)	<u>1棟の総戸数が2以上5以下のもの</u>	27,000円
(c)	<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	40,000円
(d)	<u>1棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	56,000円
(e)	<u>1棟の総戸数が26以上50以下の</u>	

	<u>メートル未満のもの</u>	<u>161,000円</u>
(d)	<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>231,000円</u>
(e)	<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>273,000円</u>
(f)	<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>314,000円</u>
(i)	<u>非住宅部分</u>	
a	<u>モデル建物法による場合</u>	
(a)	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>71,600円</u>
(b)	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>91,100円</u>
(c)	<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>119,000円</u>
(d)	<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>193,000円</u>
(e)	<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方</u>	

	<u>もの</u>	<u>85,000円</u>
(f)	<u>1棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>128,000円</u>
(g)	<u>1棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>184,000円</u>
(h)	<u>1棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>241,000円</u>
(i)	<u>1棟の総戸数が301以上のもの</u>	<u>278,000円</u>
b	<u>誘導仕様基準以外による場合</u>	
(a)	<u>1棟の総戸数が1のもの</u>	<u>18,000円</u>
(b)	<u>1棟の総戸数が2以上5以下のもの</u>	<u>37,000円</u>
(c)	<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>52,000円</u>
(d)	<u>1棟の総戸数が11以上25以下のもの</u>	<u>74,000円</u>
(e)	<u>1棟の総戸数が26以上50以下のもの</u>	<u>108,000円</u>
(f)	<u>1棟の総戸数が51以上100以下のもの</u>	<u>159,000円</u>
(g)	<u>1棟の総戸数が101以上200以下のもの</u>	<u>221,000円</u>
(h)	<u>1棟の総戸数が201以上300以下のもの</u>	<u>291,000円</u>

メートル未満のもの	253,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
b 標準入力法等による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円

(i) 1棟の総戸数が301以上のもの	342,000円
(l) 共用部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	72,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	96,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	156,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	205,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	247,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
(h) 非住宅の部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が
25,000平方メートル以上のもの
715,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方
メートルを超え、1,000平方メートル
以内のもの 154,000円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平
方メートルを超え、2,000平方メー
トル以内のもの 198,000円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平
方メートルを超え、5,000平方メー
トル以内のもの 290,000円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平
方メートルを超え、10,000平方メー
トル以内のもの 361,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000
平方メートルを超え、25,000平方メー
トル以内のもの 427,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000
平方メートルを超えるもの
491,000円

ウ その他の建築物 1件につき

(7) 建築物の延べ面積が300平方メートル
以内のもの 123,000円
(4) 建築物の延べ面積が300平方メートル
を超え、1,000平方メートル以内のもの
154,000円
(7) 建築物の延べ面積が1,000平方メー
トルを超え、2,000平方メートル以内のも

省 略			
17 の2	別表の6の1 の項の事務の 欄に規定する 確認の申請 (同欄に規 定する通知を 含む。)に対す る審査と併せ て行う仕様基 準(住宅部分 の外壁、窓等 を通しての熱	建築物の確 認申請の審 査と併せて行 う仕様基準 又は誘導仕 様基準による 建築物エネル ギー消費性 能適合確認 審査手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定 める額 (1) 一戸建ての住宅 1件につき ア 延べ面積が30平方メートル以内のもの 2,500円 イ 延べ面積が30平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの 4,700円 ウ 延べ面積が100平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの 7,800円 エ 延べ面積が200平方メートルを超えるも の 9,400円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 1件につき

			の 198,000円 (イ) 建築物の延べ面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方メートル以内のも の 290,000円 (ロ) 建築物の延べ面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平方メートル以内のも の 361,000円 (ハ) 建築物の延べ面積が10,000平方メー トルを超え、25,000平方メートル以内の もの 427,000円 (ニ) 建築物の延べ面積が25,000平方メー トルを超えるもの 491,000円
省 略			
【追 加】			

	<p>の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合確認に関する審査</p>		<p>ア 延べ面積が30平方メートル以内のもの 4,300円 イ 延べ面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 8,200円 ウ 延べ面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 13,300円 エ 延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 15,900円 オ 延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,300円 カ 延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 31,300円 キ 延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 50,100円 ク 延べ面積が5,000平方メートルを超えるもの 68,900円</p>
18	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額 (1) 計画提出又は計画通知に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出さ</p>

【追加】

18	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額 (1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は</p>
----	---	--	--

査

れた場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,800円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(i) 住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 119,000円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 148,000円

(ii) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円

査

処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみである建築物

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円

イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

ウ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円

エ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円

オ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円

カ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円

(2) 非住宅部分の用途が工場等以外の建築物
ア 標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1

- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円
 - d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円
 - e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
 - f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
 - g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円
- (2) 前号以外の場合
- ア 一戸建ての住宅 1件につき
- (i) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合
 - a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 20,700円
 - b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 22,200円
 - (ii) 仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号

- 項第1号イに規定する基準により評価する方法をいう。次項、20の項及び23の項において同じ。)による審査を行う場合
- (i) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円
 - (ii) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
 - (iii) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
 - (iv) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
 - (v) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
 - (vi) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円
- イ モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する基準により評価する方法をいう。次項、20の項及び23の項において同じ。)による審査を行う場合
- (i) 当該部分の床面積の合計が300平方メ

ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項から20の項までにおいて同じ。)による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 30,100円

b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 33,200円

(7) 標準計算法(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項から20の項までにおいて同じ。)による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 40,200円

b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 44,900円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(7) 住宅部分

a 仕様基準又は誘導仕様基準による

ートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円

(4) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

(5) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円

(6) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円

(7) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円

(8) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円

場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300

平方メートル未満のもの

38,700円

(b) 当該部分の床面積の合計が300

平方メートル以上2,000平方メートル

未満のもの 66,900円

(c) 当該部分の床面積の合計が

2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満のもの 120,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が

5,000平方メートル以上のもの

183,000円

b 仕様・計算併用法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300

平方メートル未満のもの

59,800円

(b) 当該部分の床面積の合計が300

平方メートル以上2,000平方メートル

未満のもの 100,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が

2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満のもの 175,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が

5,000平方メートル以上10,000平方

メートル未満のもの 256,000円

- (e) 当該部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000平方
メートル未満のもの 304,000円
- (f) 当該部分の床面積の合計が
25,000平方メートル以上のもの
354,000円

c 標準計算法による場合

- (a) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
81,000円
- (b) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル以上2,000平方メー
トル未満のもの 135,000円
- (c) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの 229,000円
- (d) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000平方
メートル未満のもの 329,000円
- (e) 当該部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000平
方メートル未満のもの 390,000円
- (f) 当該部分の床面積の合計が
25,000平方メートル以上のもの
449,000円

(i) 用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又

は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。) のみの非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

(7) (1)以外の非住宅部分

a モデル建物法(一次エネルギー消費

量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下次項及び20の項において同じ。）による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

102,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

129,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

171,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

276,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

361,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

434,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

509,000円

b 標準入力法等（実際の設計仕様の

			<p>条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下次項及び20の項において同じ。)による場合</p> <p>(a) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>266,000円</u></p> <p>(b) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>334,000円</u></p> <p>(c) <u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>431,000円</u></p> <p>(d) <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>615,000円</u></p> <p>(e) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>758,000円</u></p> <p>(f) <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>896,000円</u></p> <p>(g) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> <u>1,020,000円</u></p>				
19	建築物エネルギー	建築物エネルギー	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定	19	建築物エネルギー	建築物エネルギー	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定

ギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する審査	ギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	める額
		(1) <u>変更計画提出又は変更計画通知に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</u> <u>ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,100円</u> <u>イ ア以外の建築物 1部分につき</u> (7) <u>住宅部分</u> <u>a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</u> <u>b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円</u> <u>c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円</u> <u>d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円</u> <u>e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円</u> <u>f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円</u> (4) <u>非住宅部分</u>

ギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する審査	ギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	める額
		(1) <u>非住宅部分の用途が工場等のみである建築物</u> <u>ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円</u> <u>イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</u> <u>ウ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</u> <u>エ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</u> <u>オ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</u> <u>カ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円</u> (2) <u>非住宅部分の用途が工場等以外の建築物</u> <u>ア 標準入力法等による審査を行う場合</u> (7) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円</u> (4) <u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの 277,000円</u>

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円
 - c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円
 - d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円
 - e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円
 - f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円
 - g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円
- (2) 前号以外の場合
- ア 一戸建ての住宅 1件につき
- (7) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合
 - a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 14,300円
 - b 延べ面積が200平方メートル以上の

- 方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
 - (7) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
 - (8) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
 - (9) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
 - (10) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円
- イ モデル建物法による審査を行う場合
- (7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
 - (8) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
 - (9) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
 - (10) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円

	もの	15,100円
(イ)	仕様・計算併用法による場合	
a	延べ面積が200平方メートル未満のもの	
	もの	21,100円
b	延べ面積が200平方メートル以上のもの	
	もの	23,300円
(ウ)	標準計算法による場合	
a	延べ面積が200平方メートル未満のもの	
	もの	28,300円
b	延べ面積が200平方メートル以上のもの	
	もの	31,500円
イ	ア以外の建築物 1部分につき	
(イ)	住宅部分	
a	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
(a)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
		26,800円
(b)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		46,500円
(c)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
		84,800円
(e)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	

(f)	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
(h)	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円

127,000円

b 仕様・計算併用法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

42,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

70,500円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

122,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

179,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

213,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

248,000円

c 標準計算法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

56,800円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル

	<u>ル未満のもの</u>	<u>94,600円</u>
(c)	<u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>2,000平方メートル以上5,000平方</u> <u>メートル未満のもの</u>	<u>161,000円</u>
(d)	<u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>5,000平方メートル以上10,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u>	<u>231,000円</u>
(e)	<u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>10,000平方メートル以上25,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u>	<u>273,000円</u>
(f)	<u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>314,000円</u>
(i)	<u>用途が工場等のみの非住宅部分</u>	
a	<u>当該部分の床面積の合計が300平方</u> <u>メートル未満のもの</u>	<u>8,000円</u>
b	<u>当該部分の床面積の合計が300平方</u> <u>メートル以上1,000平方メートル未満</u> <u>のもの</u>	<u>13,800円</u>
c	<u>当該部分の床面積の合計が1,000平</u> <u>方メートル以上2,000平方メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>22,200円</u>
d	<u>当該部分の床面積の合計が2,000平</u> <u>方メートル以上5,000平方メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>66,100円</u>
e	<u>当該部分の床面積の合計が5,000平</u>	

方メートル以上10,000平方メートル
未満のもの 104,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000
平方メートル以上25,000平方メー
トル未満のもの 132,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000
平方メートル以上のもの 165,000円

(7) (i)以外の非住宅部分

a モデル建物法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
71,600円

(b) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル以上1,000平方メー
トル未満のもの 91,100円

(c) 当該部分の床面積の合計が
1,000平方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの 119,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの 193,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000平
方メートル未満のもの 253,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000平

方メートル未満のもの 304,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が

25,000平方メートル以上のもの

357,000円

b 標準入力法等による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300

平方メートル未満のもの

186,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300

平方メートル以上1,000平方メー

トル未満のもの 234,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が

1,000平方メートル以上2,000平方

メートル未満のもの 301,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が

2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満のもの 430,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が

5,000平方メートル以上10,000平方

メートル未満のもの 531,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が

10,000平方メートル以上25,000平

方メートル未満のもの 627,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が

25,000平方メートル以上のもの

715,000円

(1) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2) 前号以外の場合	
ア 一戸建ての住宅 1件につき	
(7) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
a 延べ面積が200平方メートル未満のもの	14,300円

(1) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
(7) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
(2) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
(7) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
(2) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
イ モデル建物法による審査を行う場合	
(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
(1) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
(7) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
(2) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未	

b	延べ面積が200平方メートル以上のもの	15,100円
(i)	仕様・計算併用法による場合	
a	延べ面積が200平方メートル未満のもの	21,100円
b	延べ面積が200平方メートル以上のもの	23,300円
(ii)	標準計算法による場合	
a	延べ面積が200平方メートル未満のもの	28,300円
b	延べ面積が200平方メートル以上のもの	31,500円
イ	ア以外の建築物 1部分につき	
(i)	住宅部分	
a	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
(a)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
(b)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
(c)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
(d)	当該部分の床面積の合計が	

満のもの	216,000円	
(f)	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
(g)	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円

5,000平方メートル以上のもの
127,000円

b 仕様・計算併用法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
42,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル以上2,000平方メー
トル未満のもの 70,500円

(c) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの 122,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000平方
メートル未満のもの 179,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000平
方メートル未満のもの 213,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が
25,000平方メートル以上のもの
248,000円

c 標準計算法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
56,800円

(b) 当該部分の床面積の合計が300

	<u>平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,600円</u>
(c)	<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>161,000円</u>
(d)	<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>231,000円</u>
(e)	<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>273,000円</u>
(f)	<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>314,000円</u>
(i)	<u>用途が工場等のみの非住宅部分</u>	
a	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>8,000円</u>
b	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>13,800円</u>
c	<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>22,200円</u>
d	<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>66,100円</u>

e	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
f	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
g	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(7)	(f)以外の非住宅部分	
a	モデル建物法による場合	
(a)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
(b)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
(c)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
(d)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
(e)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
(f)	当該部分の床面積の合計が	

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
357,000円

b 標準入力法等による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
186,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円

(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

			715,000円
2 1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,800円</p> <p>イ ア以外の建築物 1部分につき</p> <p>(7) 住宅部分</p> <p>a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円</p> <p>b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満</p>

2 1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,100円</p> <p>イ ア以外の建築物 1部分につき</p> <p>(7) 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下の表において同じ。)</p> <p>a 当該部分の床面積の合計が300平方</p>
-----	------------------------------	-------------------------	--

のもの	23,800円
c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円
(i) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	

メートル未満のもの	9,700円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
(i) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	

未満のもの 149,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000

平方メートル以上25,000平方メートル

未満のもの 188,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000

平方メートル以上のもの 235,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(7) 誘導仕様基準による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満の

もの 20,700円

b 延べ面積が200平方メートル以上の

もの 22,200円

(4) 仕様・計算併用法による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満の

もの 30,100円

b 延べ面積が200平方メートル以上の

もの 33,200円

(7) 標準計算法による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満の

もの 40,200円

b 延べ面積が200平方メートル以上の

もの 44,900円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(7) 住宅部分

a 誘導仕様基準による場合

未満のもの 161,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000

平方メートル以上のもの 201,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(7) 誘導仕様基準による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満の

もの 20,000円

b 延べ面積が200平方メートル以上の

もの 22,000円

(4) 誘導仕様基準以外による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満の

もの 34,400円

b 延べ面積が200平方メートル以上の

もの 38,400円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(7) 住宅部分

a 誘導仕様基準による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300

平方メートル未満のもの

38,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300

平方メートル以上2,000平方メートル

未満のもの 66,000円

(c) 当該部分の床面積の合計が

2,000平方メートル以上5,000平方

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
38,700円
- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
66,900円
- (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
120,000円
- (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
183,000円
- b 仕様・計算併用法による場合
 - (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
59,800円
 - (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
100,000円
 - (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
175,000円
 - (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
256,000円
 - (e) 当該部分の床面積の合計が

- メートル未満のもの
118,000円
- (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
179,000円
- b 誘導仕様基準以外による場合
 - (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
69,100円
 - (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
116,000円
 - (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
196,000円
 - (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
281,000円
- (i) 非住宅部分について標準入力法等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(i)及びロ(i)に規定する基準により評価する方法をいう。次項において同じ。)による審査を行う場合
 - a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
227,100円
 - b 当該部分の床面積の合計が300平方

	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 304,000円
(f) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	354,000円
c <u>標準計算法による場合</u>	
(a) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	81,000円
(b) <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	135,000円
(c) <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	229,000円
(d) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	329,000円
(e) <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	390,000円
(f) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	449,000円
(i) <u>非住宅部分</u>	
a <u>モデル建物法による場合</u>	

	<u>メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 284,400円
c <u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	367,100円
d <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	523,700円
e <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	646,000円
f <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	763,000円
g <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	871,000円
(ii) <u>非住宅部分についてモデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ②及びロ②)に規定する基準により評価する方法をいう。次項において同じ。)による審査を行う場合</u>	
a <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	87,100円
b <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</u>	

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
102,000円
- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
129,000円
- (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
171,000円
- (d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
276,000円
- (e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
361,000円
- (f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
434,000円
- (g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
509,000円
- b 標準入力法等による場合
 - (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
266,000円
 - (b) 当該部分の床面積の合計が300

- のもの 110,700円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
145,700円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
235,700円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
309,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
371,000円
- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
435,000円

			<p>平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円</p> <p>(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円</p> <p>(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円</p> <p>(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円</p> <p>(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 896,000円</p> <p>(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,020,000円</p>				
2.2	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額	2.2	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表の6の1、2、3又は4の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の6の1の2の項に掲げる額

の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額の手数料を加えた額

(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,100円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(i) 住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル

の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の6の5又は6の項に掲げる額の手数料を加えた額の手数料を加えた額

(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 3,700円

イ ア以外の建築物 1部分につき

(i) 住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円

(ii) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円

ル未満のもの 83,500円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円

(i) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(7) 誘導仕様基準による場合

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(7) 誘導仕様基準による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 14,000円

b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 15,000円

(i) 誘導仕様基準以外による場合

a 延べ面積が200平方メートル未満のもの

- a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 14,300円
- b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 15,100円
- (i) 仕様・計算併用法による場合
 - a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 21,100円
 - b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 23,300円
- (ii) 標準計算法による場合
 - a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 28,300円
 - b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 31,500円
- イ ア以外の建築物 1部分につき
 - (i) 住宅部分
 - a 誘導仕様基準による場合
 - (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円
 - (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円
 - (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円

- もの 24,200円
- b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 27,000円
- イ ア以外の建築物 1部分につき
 - (i) 住宅部分
 - a 誘導仕様基準による場合
 - (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,000円
 - (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円
 - (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円
 - (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 125,000円
 - b 誘導仕様基準以外による場合
 - (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円
 - (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円
 - (c) 当該部分の床面積の合計が

(d) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上のもの
127,000円

b 仕様・計算併用法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
42,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル以上2,000平方メー
トル未満のもの 70,500円

(c) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの 122,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000平
方メートル未満のもの 179,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000平
方メートル未満のもの 213,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が
25,000平方メートル以上のもの
248,000円

c 標準計算法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
56,800円

2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの 138,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上のもの
197,000円

(i) 非住宅部分について標準入力法等に
よる審査を行う場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方
メートル未満のもの 159,100円

b 当該部分の床面積の合計が300平方
メートル以上1,000平方メートル未満
のもの 199,200円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平
方メートル以上2,000平方メートル未
満のもの 257,100円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平
方メートル以上5,000平方メートル未
満のもの 366,700円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平
方メートル以上10,000平方メートル
未満のもの 453,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000
平方メートル以上25,000平方メー
トル未満のもの 535,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000
平方メートル以上のもの 610,000円

- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円
- (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円
- (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円
- (e) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円
- (f) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円

(i) 非住宅部分

a モデル建物法による場合

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円
- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
- (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円

(ii) 非住宅部分についてモデル建物法による審査を行う場合

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
- e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
- f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円

- (d) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの 193,000円
- (e) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000平
方メートル未満のもの 253,000円
- (f) 当該部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000平
方メートル未満のもの 304,000円
- (g) 当該部分の床面積の合計が
25,000平方メートル以上のもの
357,000円
- b 標準入力法等による場合
 - (a) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
186,000円
 - (b) 当該部分の床面積の合計が300
平方メートル以上1,000平方メー
トル未満のもの 234,000円
 - (c) 当該部分の床面積の合計が
1,000平方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの 301,000円
 - (d) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの 430,000円
 - (e) 当該部分の床面積の合計が

			<p>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円</p> <p>(f) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円</p> <p>(g) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 715,000円</p>				
<p>【削除】</p>				<p>23</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額</p> <p>(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 5,100円</p> <p>イ ア以外の建築物 1部分につき</p> <p>(7) 住宅部分</p> <p>a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p>

【削除】

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

(1) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき

(7) 性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2

【削除】

	<p>号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。)による審査を行う場合</p> <p>a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 38,400円</p> <p>(1) <u>モデル住宅法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。)による審査を行う場合</u></p> <p>a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 17,700円</p> <p>b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 19,100円</p> <p>(2) <u>仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)又は誘導仕様基準による審査を行う場合</u></p> <p>a 延べ面積が200平方メートル未満のもの 17,700円</p> <p>b 延べ面積が200平方メートル以上のもの 19,100円</p> <p>イ <u>ア以外の建築物 1部分につき</u></p> <p>(7) <u>住宅部分について性能基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</u></p>
--	--

【削除】

第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)又は同項第3号に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)による審査を行う場合

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円

(1) 住宅部分についてフロア入力法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)による審査を行う場合

- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

【削除】

満のもの	104,000円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
(7) 住宅部分について仕様基準又は誘導仕様基準による審査を行う場合	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
(8) 非住宅部分について標準入力法等による審査を行う場合	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平	

【削除】

	方メートル以上5,000平方メートル未 満のもの	523,700円
e	当該部分の床面積の合計が5,000平 方メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	646,000円
f	当該部分の床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000平方メー トル未満のもの	763,000円
g	当該部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上のもの	871,000円
(h)	非住宅部分についてモデル建物法に よる審査を行う場合	
a	当該部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	87,100円
b	当該部分の床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方メートル未満 のもの	110,700円
c	当該部分の床面積の合計が1,000平 方メートル以上2,000平方メートル未 満のもの	145,700円
d	当該部分の床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方メートル未 満のもの	235,700円
e	当該部分の床面積の合計が5,000平 方メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	309,000円

【削除】

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、15の項第1号ア若しくは第2号ア又は16の項第1号ア若しくは第2号アに掲げる額とする。
- 2 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性

f	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
g	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円

備考

【追加】

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判

能確保計画の軽微変更該当証明手数料の額は、それぞれ18の項第2号イ(㊦) b、19の項第2号イ(㊦) b又は20の項第2号イ(㊦) bに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、基準省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それ

定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、それぞれ18の項第2号ア、19の項第2号ア、20の項第2号ア又は23の項第2号イ(㊦)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、同令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ21の項第2号イ(㊦)又は22の項第2号イ(㊦)に掲

ぞれ2 1の項第2号イ(イ) b又は2 2の項第2号イ(イ) bに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律2 9条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、1 8の項第1号の規定により算出した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律2 9条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、

げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律3 4条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、1 8の項第1号の規定により算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律3 4条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、

当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、19の項第1号の規定により算出した額とする。

6 建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料（以下この表において「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等」という。）について、複合建築物の共用部分のうち、居住者及び居住者以外の者が利用する共用部分は、当該建築物における居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計を超える場合に、非住宅部分とする。

7 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、19の項第1号の規定により算出した額とする。

5 18の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは19の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は20の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料について、複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分のうち、居住者及び居住者以外の者が利用する共用部分は、当該建築物における居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計を超える場合に、非住宅部分とする。

6 18の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若

法律施行令(平成28年政令第8号)第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物に係る手数料の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について、非住宅部分の一部に工場等の用途が含まれる場合の一の建築物に係る手数料の額は、当該建築物の非住宅部分の床面積に応じて、非住宅部分の用途が工場等以外の建築物の算出方法により算出した額とする。

しくは19の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は20の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物に係る手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積により算出した額とする。

7 18の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは19の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は20の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料について、非住宅部分の一部に工場等の用途が含まれる場合

【削 除】

- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエ

の一の建築物に係る手数料の額は、当該建築物の非住宅部分の床面積に応じて、非住宅部分の用途が工場等以外の建築物の算出方法により算出した額とする。

- 8 18の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは19の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は20の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料について、現に存する建築物を増築又は改築する場合の手料の額は、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積により算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエ

エネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、21の項の規定により算出した額とする。

- 1.1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建ての住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

エネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、21の項の規定により算出した額とする。

- 1.1 21の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(誘導仕様基準以外による場合に限る。)、22の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は23の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建ての住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

1 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、1 8の項第1号ア若しくは第2号ア、1 9の項第1号ア若しくは第2号ア、2 0の項第1号ア若しくは第2号ア、2 1の項第1号ア若しくは第2号ア又は2 2の項第1号ア若しくは第2号アに掲げる額とする。

1 4 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規

1 2 2 1の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(誘導仕様基準による場合に限る。)、2 2の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(誘導仕様基準による場合に限る。)又は2 3の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

【追加】

定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額は、
18の項第2号イ(イ)、19の項第2号イ(イ)又は20の項第2号イ(イ)に掲げる用途が工場等のみの非住宅部分である場合とみなして算出した額とする。

【追加】

6 建築基準法の規定に基づく審査事務関係

6 建築基準法の規定に基づく審査事務関係

番号	事務	名称	単位・金額
1	建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する場合 (同一敷地内において移転する場合を除く。以下2の項、9の項及び13の項において同じ。)に関する確認の申請(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築	建築物の確認 申請手数料	1件につき 建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに1の2の項に掲げる手数料を、昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、5又は6の項に掲げる手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの <u>6,900円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>13,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>25,000円</u> (5)～(9) 省略

番号	事務	名称	単位・金額
1	建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する場合 (同一敷地内において移転する場合を除く。以下2の項、9の項及び13の項において同じ。)に関する確認の申請(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築	建築物の確認 申請手数料	1件につき 建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに1の2の項に掲げる手数料を、昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、5又は6の項に掲げる手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの <u>5,600円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>9,400円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> (5)～(9) 省略

	物に関する通知を含む。以下同じ。)に対する審査		
省 略			
9	建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転した場合に関する完了検査の申請に対する審査	建築物の完了検査申請手数料	1件につき 建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、11又は15の項に掲げる手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>17,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>25,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> (5)～(9) 省 略
省 略			
13	建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転した場合で中間検査を受けたものに関する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	1件につき 新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、11又は15の項に掲げる手数料を加えた額)

	物に関する通知を含む。以下同じ。)に対する審査		
省 略			
9	建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転した場合に関する完了検査の申請に対する審査	建築物の完了検査申請手数料	1件につき 建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、11又は15の項に掲げる手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>12,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>23,000円</u> (5)～(9) 省 略
省 略			
13	建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転した場合で中間検査を受けたものに関する審査	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	1件につき 新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、11又は15の項に掲げる手数料を加えた額)

する完了検査 の申請に対す る審査	(1) 30平方メートル以内のもの <u>12,000円</u>	する完了検査 の申請に対す る審査	(1) 30平方メートル以内のもの <u>9,900円</u>
	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>16,000円</u>		(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>11,000円</u>
	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>23,000円</u>		(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u>
	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>29,000円</u>		(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>21,000円</u>
	(5)～(9) 省 略		(5)～(9) 省 略
省 略		省 略	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。